

令和6年度入園の保育園児募集

▶問合せ 健康福祉課福祉係 ☎25-3285

令和6年4月から令和7年3月までの入園を希望する乳幼児を募集します。入園できる乳幼児は、保護者が次のいずれかの条件に該当し、保育できない場合です。

入園条件

- ①就労(フルタイム、パート、夜間勤務など)
- ②妊娠・出産 ③疾病・負傷・障害 ④介護・看護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業中(上の子がすでに入園している場合)

申込方法

入所申込書に必要事項を記入の上、各保育園の受付時に提出してください。入所申込書は9月26日以降に各地区の民生児童委員さんに配付していただく予定です。なお、藤井・根岸地区のアパートには郵送します。

注意事項

必ず入園する子ども(新入園児)を連れて受付に来てください。また、広域入園の方は、直接健康福祉課に申込用紙を提出してください。



募集保育園

保育園名	受付日程	募集定員
第一保育園	10月23日(月) 8:30~13:00	100人
第二保育園	10月25日(水) 8:30~13:00	60人
子育て保育園	10月24日(火) 8:30~13:00	90人

マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ

▶問合せ 住民課住民係 ☎25-3242



マイナンバーカードを作りましょう!

地方公共団体システム機構(J-LIS)より送付された申請書を使って、オンライン申請ができます。

マイナンバーカードにはこんなメリットが

- ◆マイナンバーを証明する本人確認書類として使えます。
- ◆マイナンバーカードに対応している医療機関で、保険証(被保険者証)として使用できます。
- ◆スマートフォンやパソコンなどで、オンライン確定申告ができたり、ねんきんネットで年金情報の確認ができます。
- ◆役場窓口に行かなくてもマイナポータルから転出手続きができます。ただし、届出内容に不備などがある場合や転入手続きには来庁が必要です。

※マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスです。

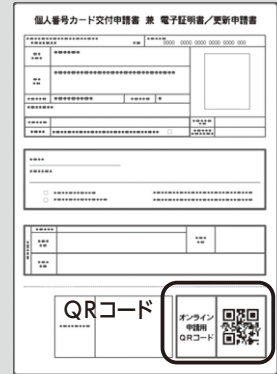
マイナンバーカード交付申請書・送付封筒(みほん)



▲この封筒がご自宅に届きます

QRコード付き
マイナンバーカード交付申請書▶
申請に必要な情報が記載されています。郵送で申請する場合は、必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

QRコードを読み取り、オンラインで簡単に申請が可能です▲



マイナンバーカードの申請時によくあるご質問

Q1 写真撮影をしてもらえますか

A1 住民課窓口で無料でお撮りします。申請サポートも行っていますので、オンライン申請などでお困りのことがあればお気軽にご相談ください。

Q2 申請書の再発行は可能ですか

A2 住民課の窓口で再発行が可能です。本人確認書類をお持ちください。なお、お持ちの申請書の内容に変更がある場合、必ず再発行してください。

Q3 必ず申請しなければいけないですか

A3 申請は義務ではありませんが、マイナンバーカードは、マイナンバーの証明や本人確認書類として使えます。また、マイナポータルの利用には、カードが必要な場合があります。

Q4 どのくらいでマイナンバーカードができますか

A4 申請内容に不備がなければ、申請後1カ月ほどでお渡しできます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。